

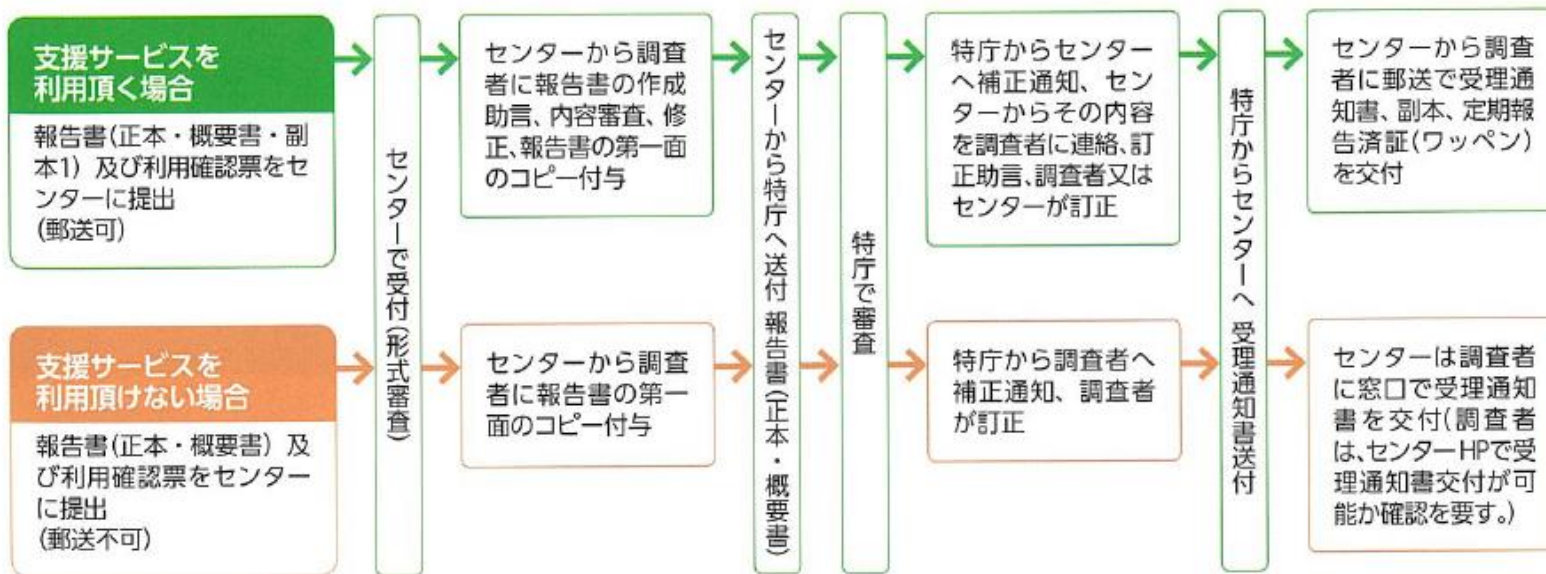
# 特殊建築物 建築設備 定期報告の流れ



## 定期報告書の受付

当センターでは、平成28年度より3市特定行政庁(奈良市、橿原市、生駒市)の区域内の受付を行います。それ以外の奈良県が所轄する区域は、受付が出来ません。

又、調査者は支援サービスを利用するか否かの選択ができます。



所有者：所有者及び管理者の事、調査者：調査者および検査者のこと、特庁：3市特定行政庁の事、センター：(一財)なら建築住宅センターの事